

横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則 新旧対照表

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">○横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則 昭和41年4月28日 規則第38号</p> <p>(第1条～第2条省略)</p> <p>(一般乗合旅客自動車への乗車)</p> <p>第2条の3 特別乗車券の交付を受けた者は、次に掲げる者の運行する一般乗合旅客自動車に無料で乗車できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 小田急バス株式会社 (2) 神奈川中央交通株式会社 (3) 株式会社江ノ電バス (4) 株式会社フジエクスプレス (5) 川崎鶴見臨港バス株式会社 (6) 京浜急行バス株式会社 (7) 相鉄バス株式会社 (8) 大新東株式会社 (9) 東急バス株式会社 (10) 横浜交通開発株式会社 (11) 川崎市 <p>(第3条～第5条省略)</p> <p>(通用期間及び通用区間)</p> <p>第6条 特別乗車券の通用期間及び通用区間は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 通用期間 4月1日から翌年3月31日まで (2) 通用区間 <p>ア 横浜市乗合自動車の横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程第2条第1項に規定する普通系統、特殊系統及び深夜自動車普通系統の全区間</p> <p>イ 横浜市高速鉄道の全区間</p>	<p style="text-align: center;">○横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則 昭和41年4月28日 規則第38号</p> <p>(第1条～第2条省略)</p> <p>(一般乗合旅客自動車への乗車)</p> <p>第2条の3 特別乗車券の交付を受けた者は、次に掲げる者の運行する一般乗合旅客自動車に無料で乗車できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 小田急バス株式会社 (2) 神奈川中央交通株式会社 (3) 株式会社江ノ電バス (4) 株式会社フジエクスプレス (5) 川崎鶴見臨港バス株式会社 (6) 京浜急行バス株式会社 (7) 相鉄バス株式会社 (8) 大新東株式会社 (9) 東急バス株式会社 (10) 横浜交通開発株式会社 (11) 川崎市 (12) <u>道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項の規定による届出をした者又は同法第21条第2号の許可を受けた者</u> <p>(第3条～第5条省略)</p> <p>(通用期間及び通用区間 <u>又は区域</u>)</p> <p>第6条 特別乗車券の通用期間及び通用区間 <u>又は区域</u>は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 通用期間 4月1日から翌年3月31日まで (2) 通用区間 <u>又は区域</u> <p>ア 横浜市乗合自動車の横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程第2条第1項に規定する普通系統、特殊系統及び深夜自動車普通系統の全区間</p> <p>イ 横浜市高速鉄道の全区間</p>

- ウ 金沢シーサイドラインの全区間
- エ 第2条の3第1号から第10号までに掲げる者が運行する一般乗合旅客自動車の次に掲げる運行系統を除く運行系統の区間のうち横浜市内の停留所を含む区間（横浜市の停留所において乗車し、かつ、降車する場合を除く。）
- (ア) 定期観光運送（定期的に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送することをいう。）を目的として定めた運行系統
- (イ) 市内の停留所から羽田空港その他の空港までを結ぶ運行系統
- (ウ) 市内の停留所から道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路又は高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道を運行し、かつ、座席の定員を超えて旅客を運送しない運行系統（（ア）及び（イ）に掲げる運行系統を除く。）
- オ 第2条の3第11号に掲げる者が運行する一般乗合旅客自動車の協議運行系統（川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和29年川崎市交通部規程第6号）第3条に規定する協議運行系統をいう。）の区間であって、第2条の3第1号から第10号までのいずれかに掲げる者と共同で運行する区間のうち、横浜市内の停留所を含む区間（横浜市の停留所において乗車し、かつ、降車する場合を除く。）

(第7条～第10条省略)

- ウ 金沢シーサイドラインの全区間
- エ 第2条の3第1号から第10号までに掲げる者が運行する一般乗合旅客自動車の次に掲げる運行系統を除く運行系統の区間のうち横浜市内の停留所を含む区間（横浜市の停留所において乗車し、かつ、降車する場合を除く。）
- (ア) 定期観光運送（定期的に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送することをいう。）を目的として定めた運行系統
- (イ) 市内の停留所から羽田空港その他の空港までを結ぶ運行系統
- (ウ) 市内の停留所から道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路又は高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道を運行し、かつ、座席の定員を超えて旅客を運送しない運行系統（（ア）及び（イ）に掲げる運行系統を除く。）
- オ 第2条の3第11号に掲げる者が運行する一般乗合旅客自動車の協議運行系統（川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和29年川崎市交通部規程第6号）第3条に規定する協議運行系統をいう。）の区間であって、第2条の3第1号から第10号までのいずれかに掲げる者と共同で運行する区間のうち、横浜市内の停留所を含む区間（横浜市の停留所において乗車し、かつ、降車する場合を除く。）

カ 第2条の3第12号に掲げる者が運行する一般乗合自動車の運行系統の区間又は区域のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項に規定する地域公共交通会議（市長が主催するものに限る。）において協議が調った区間又は区域

(第7条～第10条省略)